

桃山学区地区防災計画（案）



桃山防災宣言

災害のとき 自分の身を守るための 備えを怠りません
 災害のとき 最も頼りになるご近所との 繋がりを大切にします
 災害のとき みんなで助け合う 町内の防災活動に協力します
 災害に備え 助け合いの環境づくりを 応援します

索引

I	基本事項	1	計画の位置づけ	…1
		2	計画の対象	…1
		3	桃山学区の特性	…2
		4	災害リスク	…3
		5	基本方針	…4
		6	活動組織	…4
II	平常時の活動	1	防災組織づくり	…6
		2	防災調査の実施	…7
		3	情報連絡系統づくり	…8
		4	防災拠点づくり	…9
		5	防災訓練	…10
		6	在宅避難の準備支援	…12
		7	避難所の管理	…12
		8	広報	…12
		9	計画の管理	…12
III	災害時の活動 - ① (発生時対応)	1	活動概要	…13
		2	活動の開始時	…14
		3	情報連絡	…14
		4	防災拠点参集	…14
		5	災害時対応組織	…15
		6	安否確認	…16
		7	災害時要援護者の支援	…17
		8	被災者の救出救護	…18
		9	火災の初期消火	…18
		10	被災状況の確認	…18
IV	災害時の活動 - ② (避難対応)	1	町内会による避難者支援	…19
		2	学区本部による避難所の開設	…19
		3	活動の終了時期	…19

用語について

「災害時要援護者」

この計画では、災害時には「手助けが欲しい」旨の意思表示をした人のことを「災害時要援護者」としています。災害対策基本法の「要配慮者」よりも狭い範囲の「避難行動要支援者」に近い立ち位置の人達のことです。桃山学区内に定着した用語であるため使用しています。

「防災協力者」とは、防災組織や町内会役員等以外の人で、災害時等には町内の防災活動を「手伝ってもよい」と意思表示をしてくださった人達のことです。

「防災拠点」とは、町内会の人達が防災活動をする際に集まって活動の基点とする場所、近くの公園、集会所等に設けます。

「災害対応組織」とは、突然の災害発生時に「防災組織」を整備することが困難になることが見込まれることから、災害対応のために町内会の防災拠点に集まった人達で被災状況に応じて作る活動組織のことです。

桃山学区防災安心まちづくり委員会

I 基本事項

1. 計画の位置づけ

この桃山学区地区防災計画（以下「計画」という）は、大規模災害の時に桃山学区（以下「学区」という）内の全ての町内会(以下「町内会」という)と学区災害救助地区本部（以下「学区本部」という）が住民の命や生活を守るための活動を行うときの考え方や動き方などをまとめたものです。

計画の内容は平常時の活動や防災訓練の中で振り返りをして、見直しを図ります。

2. 計画の対象

- ①対象とする地域は学区全域であり、所在する全世帯、全住民が対象です。
- ②町内会の活動範囲は町内会の区域を対象にします。
- ③町内会に未加入の世帯には防災活動の大切さを繰り返し伝えて、町内会に加入して一緒に活動していただくようにします。

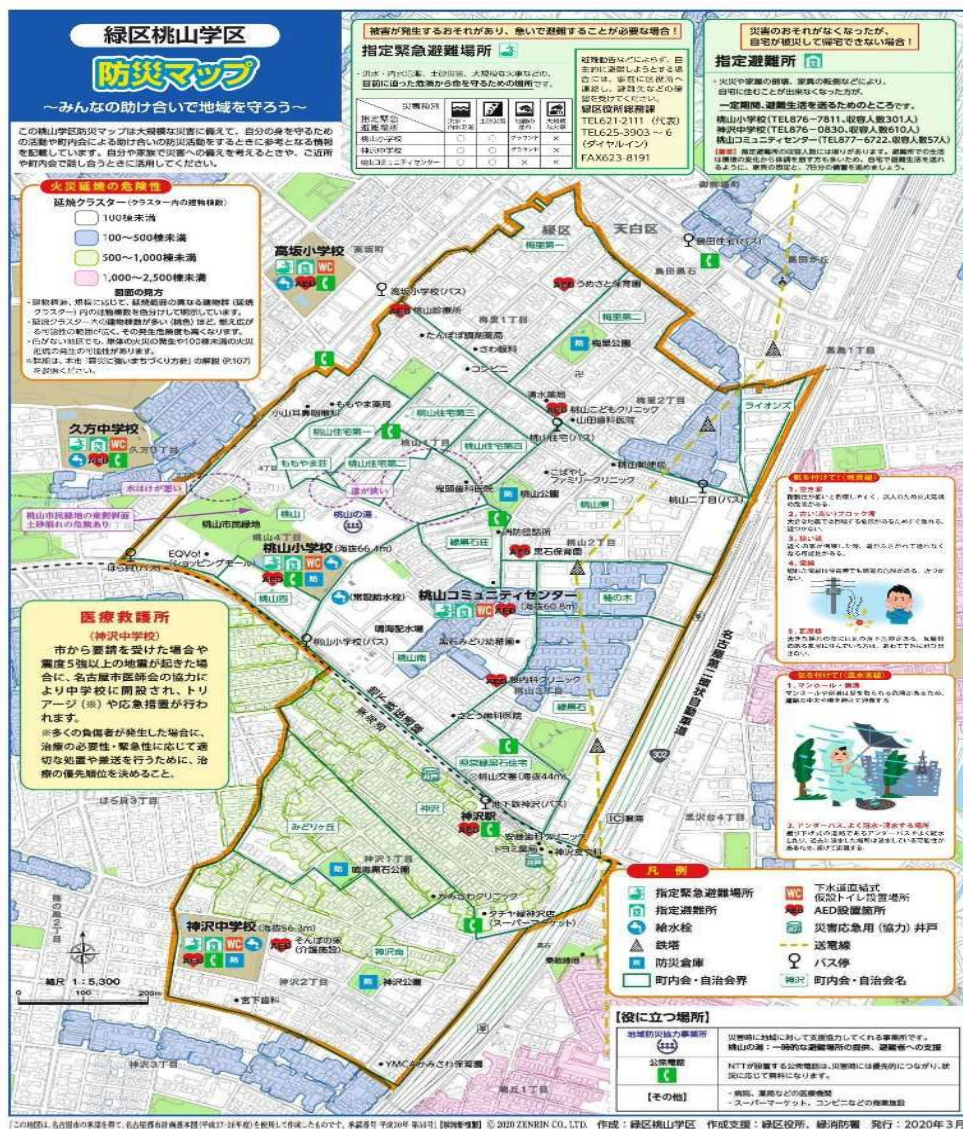
防災組織		所在地	備考	組数	安否確認世帯数	安否確認人数	災害時要援護者数	防災協力者
1	梅里第一町内会	梅里 1 丁目		13	166	441	79	49
2	梅里第二町内会	梅里 2 丁目		14	245	702	43	77
3	ライオンズ自治会	梅里 2 丁目	ライオンズマンション	8	77	206	6	61
4	桃 山町内会	桃山 1 丁目		11	174	444	23	113
5	桃山第一町内会	桃山 1 丁目	桃山団地	15	135	301	22	54
6	桃山第二町内会	桃山 1 丁目	桃山団地	14	97	220	20	36
7	桃山第三町内会	桃山 1 丁目	桃山団地	11	105	220	47	15
8	桃山第四町内会	桃山 1 丁目	桃山団地	16	113	242	1	0
9	ももやま荘自治会	桃山 1 丁目	ももやま荘	5	51	103	12	13
10	桃山東町内会	桃山 2 丁目		13	157	419	9	6
11	市営緑黒石荘町内会	桃山 3 丁目	緑黒石荘	15	135	213	25	12
12	緑黒石町内会	桃山3丁目		11	148	434	19	112
13	楠の木町内会	桃山 2 丁目		7	98	249	28	99
14	県営緑黒石住宅自治会	桃山 3 丁目	緑黒石住宅	11	204	418	68	46
15	桃山南町内会	桃山 4 丁目		8	170	460	15	90
16	桃山西町内会	桃山 4 丁目	グローリアス	8	67	197	8	63
17	神 沢町内会	神沢 1 丁目		13	263	318	61	3
18	みどりが丘自治会	神沢 1 丁目		5	120	313	22	14
19	神沢南町内会	神沢 2 丁目		16	325	923	284	168
20	桃山学区・本部		桃山小学校	214	2,850	6,823	792	1,031

①鳴子丘陵の東南面で標高50m～60mの緩傾斜の丘陵地に有り、昭和40～50年代の区画整理により造成された地域には、河川、池、山、がけ地等が無く、災害リスクの少ない地区です。

②建物構成は戸建ての住宅が多く桃山団地、マンション等の集合住宅が点在するものの、企業、商業の大規模施設も少ない住宅地域となっています。

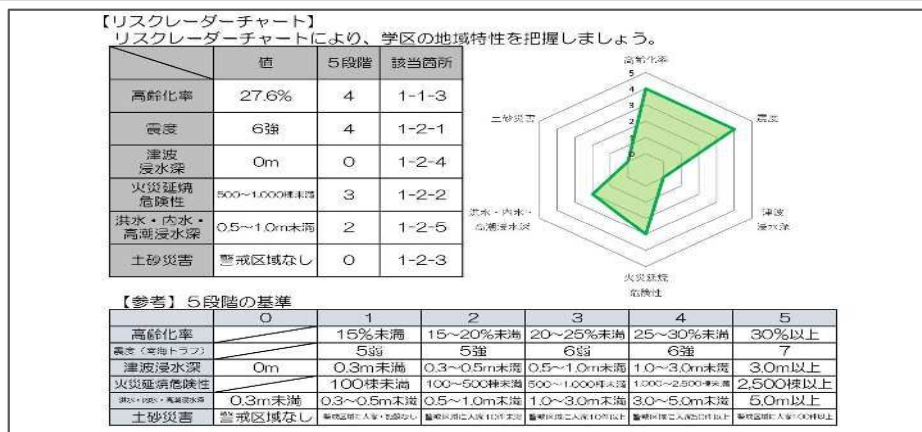
③学区東端に国道３０２号が通り、丘陵の中央を東海通が横断しています。この下を地下鉄桜通線が走っていて、学区の中央付近に地下鉄神沢駅があります

④丘陵上部の小学校南にある鳴海配水場は学区のランドマークになっています



4. 災害リスク

①2022年に名古屋市が作成した地区防災カルテ・桃山学区によると南海トラフ大地震では震度6強の大揺れが起こり、建物倒壊、火災発生と延焼、液状化、道路閉塞が各所で起きるとされており、地震災害のリスクが懸念されます。

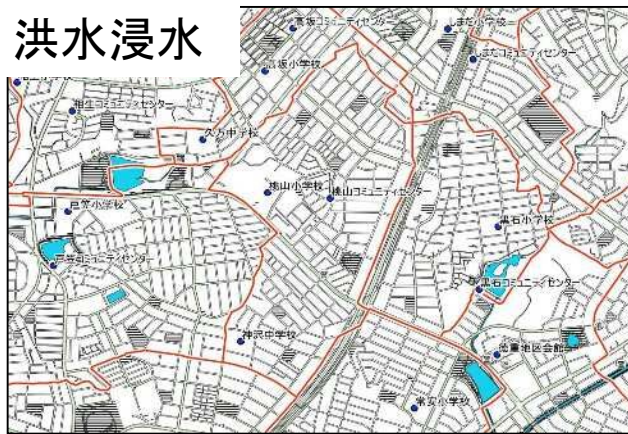


②2023年に全市配付された「なごやハザードマップ」によると土砂災害、洪水浸水、高潮浸水、内水浸水などの水害リスクの低い地区とされています。

土砂災害



洪水浸水



高潮浸水



内水浸水



5. 基本方針

- ①計画では学区内で助け合うという「共助」の考え方を元に、全町内会・全世帯・全住民の参加で命と生活を守る活動「助け合いの防災」に取り組みます。
- ②各家庭が「自助」の活動として備蓄や家具の転倒防止、情報収集などを行い、自宅で避難生活が出来るようにします。
- ③大規模災害発生時、特に災害の初期段階では「公助」は絶対的に不足するので、学区内の助け合いと在宅避難の備えを防災活動の基本にします。

助け合いの防災	全町内と全住民対応	学区本部の動き（準備中）	共助
	災害に備える	防災調査、防災組織づくり	
	防災拠点と参集	情報連絡と参集マニュアル	
	安否確認	安否確認マニュアル	
	要援護者支援	要援護者支援の取り組み	
	消火救出救護	（防災訓練の中で検証中）	
	避難者支援	発災後6時間活動で検討中	
安全な自宅避難	建物の耐震化	取組の具体化を検討中	自助（自守）
	家具転倒防止		
	水、食料の備蓄		
	生活用品の準備		

6. 活動組織

- ①防災活動は町内会（自主防災会）と学区本部が連携協力して行います。
- ②学区内の19町内会は防災組織を整備して災害への備えをします。
- ③学区本部は学区本部員（災害対策委員と登録本部員で構成）が学区全域、全世帯に関わる防災活動を行います。
- ④桃山学区防災委員会（防災安心まちづくり委員会）は活動の企画、立案、調整等を担当します。

学区本部の組織		町内会の防災組織	
本部長	総括	防災会長（町内会長）	町内の防災活動を総括
副本部長	避難所運営	資機材班	活動用品の調達、管理
総務班	避難所運営班（桃山小）	総務班	防災拠点の整備 活動支援者の把握
	避難所運営班（神沢中）		
	避難所運営班（コミセン）		
	安否確認班		
	要援護者支援班	安否確認班	世帯状況の把握
		要支援者班	要支援者の把握
情報班	町内会等への情報伝達	情報班	情報収集、連絡
消火・救出班	町内会活動の消火救出活動の支援	消火救出班	消火、救出態勢づくり
救助・救護班	町内会活動の救助援護活動の支援	救助救護班	救護態勢づくり
避難誘導班	町内会の避難活動の支援	避難者支援班	避難に関する学習、広報等

防災委員会世話人会議

代表	桃山消防団
副代表	学区本部
副代表	防災委員会
世話人	民生 児童委員会
世話人	健サポ
世話人	保健環境委員会
世話人	町内会代表
世話人	町内会代表
事務局	防災委員会

Ⅱ 平常時の活動

災害は突然起きます。

その時に確実に活動するには普段からの準備と練習が必要になります。

そのためには、知識や経験を持つことが大きな力になります。

その時に備えて、普段から計画に沿った活動を積み重ねて参ります。

時期	項目	概要	備考
4月	防災委員会・春会議	防災活動計画等の打合せ 防災委員2名が参加	
5月	防災調査及び防災組織づくり	安否確認等資料づくり 全町内会で実施	
6月	情報伝達訓練	情報伝達訓練・参集訓練・避難所 開設訓練	全町内会と学 区本部
7月	防災委員会・個別ミーティン グ	全町内会の役員と委員会事務局の 打ち合わせ 町内会は3名参加	
8月	防災広報	夏まつり会場での広報	消防署と連携
9月	防災訓練の準備		
10月	総合防災訓練	参集、安否確認、要援護者支援、 消火救出救護等の訓練	全学区参加
11月	防災委員会・秋会議	訓練の総括とマニュアルの修正等 ウオークラリー広報	消防署と連携
12月	防災計画見直し	防災計画、マニュアル修正の準備	
1月			
2月	防災委員会・冬会議	防災計画見直し、次年度計画 防災委員2名が参加	
3月	防災会長等交代・引継	引継準備等	

1. 防災組織づくり

- ①毎年度当初に町内会は防災組織（組織）を作り、役割分担をします。
- ②防災組織は「平常時の活動」を担当します。
- ③災害時には拠点に集まった人達で被災状況に応じた「災害対応組織」を作ります。
- ④防災組織には町内会役員・組長等の全員が構成員として参加します。
- ⑤前年度の役員・組長等も各班の副班員の立場で参加します。
- ⑥防災組織は毎年、情報伝達訓練、防災訓練に参加するとともに、普段から知識、経験の習得に努めます。

令和6年度 防災組織構成					
災害時の連絡責任者				町内会（自治会）	
連絡順	責任者、副責任者	氏名	住所（町内、地番、戸番）	携帯電話	
1	防災責任者（防災会長）				
2	副防災責任者（副会長）				
3	災害対策委員 （区政協力委員）				
2人は防災委員会・委員					
訪問します					
防災班		班を構成する人 氏名のみ			
1	総務班	班長		班員	
		副班長		副班員	
2	情報班	班長		班員	
		副班長		副班員	
3	安否確認班	班長		班員	
		副班長		副班員	
4	要援護者支援者班	班長		班員	
		副班長		副班員	
5	消火救出救護班	班長		班員	
		副班長		副班員	
6	資機材班	班長		班員	
		副班長		副班員	
7	避難者支援班	班長		班員	
		副班長		副班員	

2. 防災調査の実施

- ①毎年度当初に町内会は全世帯を対象に防災調査を行います。
- ②調査では安否確認に使用する世帯、居住者及び災害時要援護者数等を把握します。
- ③調査に際しては、個人情報の収集及び管理等を適正かつ慎重に行います。
- ④調査で把握した世帯、人数等個人情報以外のデータを学区本部と共有します。
- ⑤調査の対象項目は毎年度検討のうえで見直しを図ります。

*町内会の組長が組内の防災調査をする時に使う用紙です

令和6年度 防災調査集計表					
	①安否確認対象世帯 (世帯主の名前)	②安否確認の対象者 (居住者数)	③災害時要援護者 (人数と事由) ①高齢 ②障害 ③幼児 ④その他	④防災協力者 (人数と 名前)	⑤在宅避難の備え (準備済の項目) A 家具転倒防止対策 B 非常食と水の確保 C トイレの代替策 D 停電・通信遮断対策
1	〇〇 〇〇	5人	①×1	0	(A) (B) C D
2	〇〇 〇〇	2人	①×1 ④×1	0	A (B) (C) D
3	〇〇 〇〇	1人	0	1人 〇〇〇〇	(A) (B) (C) (D)
4	〇〇 〇〇	3人	③×1	2人 〇〇〇〇 〇〇〇〇	(A) (B) (C) (D)
5					A B C D
6	日常、居住している人の数を把握する趣旨		災害時に町内会の防災活動に協力しても良いと意思表示された人数と名前		A B C D
7					A B C D
8		災害の時に手助けを必要とする事由に該当する人の数を知る		在宅避難のための準備が出来ている項目を聴き取る (今回は4項目の調査)	
9					
10					
11					A B C D
12					A B C D
13	要援護者支援の仕組みづくりの資料として使います		災害時や訓練に参加いただく際の資料として使います		在宅避難の準備を支援する際の資料として使います
14					
15					
合計	〇〇世帯	〇〇人	① 〇人 ② 〇人 ③ 〇人 ④ 〇人	〇〇人	A 家具転倒防止 〇 B 非常食と水 〇 C トイレの代替 〇 D 停電通信対策 〇

3. 情報連絡系統づくり

- ①町内会は防災組織内及び住民を対象とした災害時の連絡系統を作成します。
- ②組織内の連絡系統は防災責任者正・同副・災害対策委員・各班長の順とします。
- ③住民向けの連絡は拡声器による呼びかけ、伝言等の方法により行います。
- ④学区本部と町内会との連絡手段は、電話連絡及び訪問連絡を基本とします。

連絡担当者			連絡先	第1連絡先 防災責任者-1	第2連絡先 防災責任者-2	第3連絡先 災害対策委員	防災組織 (人数)
学区 本部 長	A グループ	○	1 梅里第一町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	2 梅里第二町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	3 ライオンズ自治会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	4 桃 山 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	5 桃山住宅第一町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
	B グループ	○	6 桃山住宅第二町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	7 桃山住宅第三町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	8 桃山住宅第四町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	9 ももやま荘自治会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	10 桃山東 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
	C グループ	○	11 緑黒石荘町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	12 緑黒石 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	13 楠の木 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	14 緑黒石住宅町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	15 桃山南 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
	D グループ	○	16 桃山西 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	17 神 沢 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	18 みどりが丘 自治会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	19 神沢南 町内会	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○人
		○	20 健康危機管理サポーター	○○ ○○			
	E グループ	○	21 桃山消防団	○○ ○○			
		○	22 桃山学区・本部	○○ ○○			
		○	23 民生・児童委員会	○○ ○○			
		○	24 桃山学区保健環境委員会	○○ ○○			
		○	25 関係機関	緑消防署	緑区役所		

4. 防災拠点づくり

- ①町内会は町内に防災拠点を置き、防災活動の起点として使用します。
- ②防災拠点には防災倉庫等の保管施設を置いて資料、備品等を配置します。
- ③防災拠点は定期的に点検整備をして災害時に備えます。
- ④学区本部は、名古屋市が指定する桃山小学校の施設を本部とします。

桃山学区防災拠点

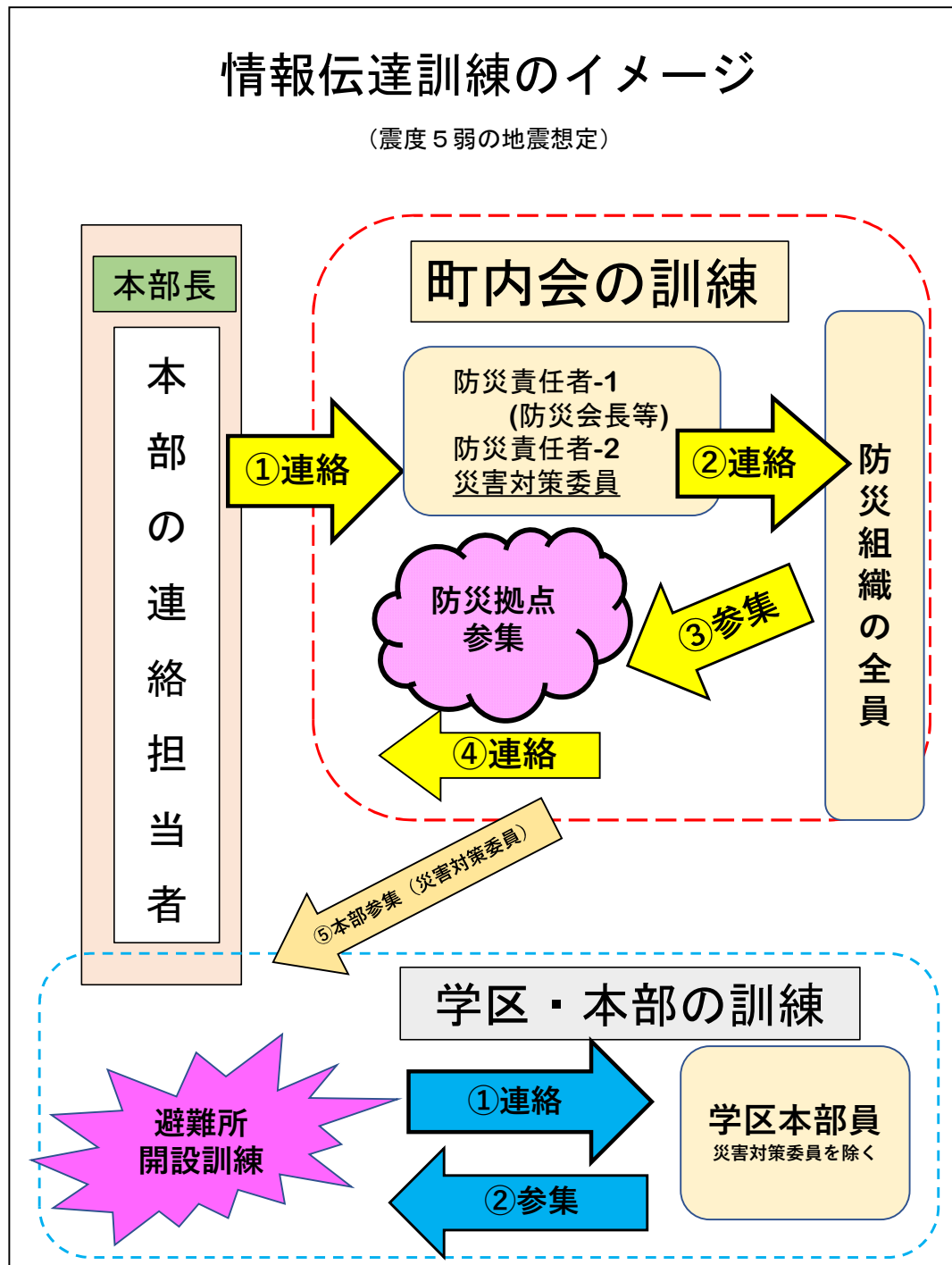
番号	団体	防災拠点	倉庫	雨天 対応	夜間 対応	備考
①	梅里第一町内会	梅里公園	○			
②	梅里第二町内会	梅里公園	○			
③	ライオンズ自治会	建物内の集会所	○	○	○	
④	桃 山町内会	桃山北公園	○			
⑤	桃山第一町内会	第一集会所	○	○	○	
⑥	桃山第二町内会	第二集会所	○	○	○	
⑦	桃山第三町内会	第三集会所	○	○	○	
⑧	桃山第四町内会	第四集会所	○	○	○	
⑨	ももやま荘自治会	建物1階		○	○	
⑩	桃山東町内会	桃山公園	○			
⑪	市営緑黒石荘町内会	住宅の集会所	○	○	○	
⑫	緑黒石町内会	集会所	○	○	○	
⑬	楠の木町内会	集会所	○	○	○	
⑭	県営緑黒石住宅自治会	住宅の集会所	○	○	○	
⑮	桃山南町内会	桃山南公園	○			
⑯	桃山西町内会	建物内の集会所	○	○	○	
⑰	神 沢町内会	どんぐり広場	○			
⑱	みどりが丘町内会	鳴海黒石公園	○			
⑲	神沢南町内会	神沢公園	○			
⑳	学区・本部	桃山小学校	○	○	○	

5. 防災訓練

- ①防災訓練を6月と10月の年2回行います。
- ②6月の情報伝達訓練は町内会と学区本部の防災関係者を対象とします。
- ③10月の総合防災訓練は町内会及び全世帯、学区本部等が参加して行います。
- ④緑区主催の避難所開設訓練を6月の情報伝達訓練と同日に行います。

情報伝達訓練のイメージ

(震度5弱の地震想定)



総合防災訓練のイメージ

1. 自主参集・防災拠点づくり訓練

- ①震度5強以上の地震発生を受けて自主的に活動を始めます。
- ②防災班長等は防災拠点到に集まり活動の準備をします。
- ③町内の皆さんに「訓練実施」のお知らせをします。

2. 安否確認訓練

- ①全世帯を対象に戸別訪問方式で「安否確認」をします。
- ②防災班員が2人1組になって町内会の組単位に確認します。
- ③在宅のお宅では、居住者数、要援護者の所在、防災協力者について防災調査の内容を再確認をします。
- ④不在のお宅には「訪問チラシ」をポストインします。
- ⑤無事ですカードを使用するお宅も訪問します。
- ⑥防災調査で作成した（組別集計表）を活用します。



3. 要援護者を支援する訓練

- ①要援護者ごとに2名以上の人数で作る「支援班」が訪問します。
- ②要援護者の要望を聞いて動き方を確認します。



4. 学区本部連携訓練

- ①学区本部と町内会は、情報共有します。
(防災拠点づくり完了時、安否確認終了時等)
- ②学区本部員が活動支援等のために防災拠点を巡回訪問します。

5. 個別訓練

- ①町内会単位若しくは複数の町内会による訓練（合同あり）
- ②消火訓練、救出救護訓練、ビデオ視聴等を実施（調整あり）
- ③参加者は防災班長+「防災協力者」（一般参加もあり）



6. 在宅避難の準備支援

- ①在宅避難は各自が取り組む自己防災ですが、「在宅避難の備え」は地域の安全度を高めることであり、町内会の防災活動にとっても良い効果が期待できます。
- ②出来るだけ多くの方に、在宅避難をしていただくための準備等について、説明や情報提供等をします。
- ③安全を確保するために、建物や家財の点検と補強をする取り組み
- ④水、食料、トイレ、電気、通信などを確保する取り組み
- ⑤助け合って避難生活をするための隣近所との協力関係づくり
- ⑥リスク回避策として町内会の防災活動への協力、家具転倒防止など

7. 避難所の管理

- ①学区本部は3か所の避難所の開設に備えて、施設・物品等の管理をします。
- ②避難所開設訓練等に合わせて、施設・物品等の確認等を行います。

8. 広報

- ①防災活動の広報を防災委員会が行います。
- ②防災NEWSの発行、SNS等による情報発信を行います。
- ③講習会、体験会の開催等の学習活動を広報として行います。

9. 計画の管理

- ①この計画の管理は防災委員会が担当します。
- ②この計画は防災訓練等の「平常時の活動」の実施結果を踏まえて見直しをします。
- ③「個人情報収集、管理」は町内会と防災委員会が連携して行います。
- ④「予算の執行管理」は防災委員会の予算管理の中で行います。
- ⑤「文書及びデータ管理」は防災委員会が保存と処分を行います。
- ⑥この計画の実行管理等の状況は防災委員会及び学区連絡協議会に報告します。

Ⅲ 災害時の活動-①(震度5強以上の地震発生時対応)

(災害発生から概ね6時間の間に行う活動)

1. 活動概要

- ①町内会の災害時対応は防災拠点の設置、情報連絡、安否確認、要援護者の支援、救出救護、初期消火、情報連絡等を行います。
- ②町内会は被災状況に応じて計画、マニュアル等を調整して災害時対応をします。
- ③学区本部の活動は本部の設置、情報連絡、町内会活動支援、指定避難所の開設等を行います。
- ④学区本部は市災害救助地区本部運営マニュアルにより活動する他、町内会の活動支援を行います。



防災マニュアルに使われる用語の説明

	自主的に
① 震度5強	町内会が防災活動を進める際の基準としている地震の強さ
② 自主的	市などからの連絡を待たずに、自分たちの判断で活動を開始すること
③ 防災組織	町内会が防災活動をする際の役割や担当者の組み合わせをしたもの
④ 協力者	災害時の防災活動に必要な人手が揃わない時に応援してくれる人
⑤ 要援護者	防災調査で「災害の時は助けが欲しい」と意思表示した人
⑥ 防災拠点	防災活動をするとき、町内の人が一旦集まって準備する場所
⑦ 学区本部	学区全体の防災活動を支えるために小学校に開設する防災拠点
⑧ 戸別訪問	災害時の安否確認方法で担当者が一軒一軒に訪問して確かめる
⑨ 防災調査	町内会が全世帯を対象に世帯状況を把握するために行う調査
⑩ 無事ですカード	安否確認のために訪問する町内会の人に無事を知らせるカード
⑪ 組(班)の組員	「要援護者支援」を担当町内会の組の皆さん
⑫ 防災組織全体	町内会の防災活動に参加する皆さん(役員+協力者で構成)
⑬ 避難者	自宅に住み続けられずに指定避難所で生活を守る人
⑭ 在宅避難者	被災するも避難所に向かわず、自宅に止まって避難生活を続ける人

桃山防災宣言
災害のとき 自分の身を守るための 備えを怠りません
災害のとき 最も頼りになるご近所との 繋がりを大切にします
災害のとき みんなで助け合う 町内の防災活動に協力します
災害に備え 助け合いの環境づくりを 広げます

桃山学区防災の心構えです

2. 活動の開始時

- ①町内会及び学区本部は震度5強以上の地震が起きた時及び緊急避難者の発生等災害発生の恐れがある時は「自発的に」活動を開始します。
- ②町内会及び学区本部は災害発生の有無に関わらず、緑区・本部からの要請等がある時は、「これを受けて」活動を開始します。

役割	災害の状況	参集方法	安全確保	町内会	情報収集	本部立ち上げ
町内会 防災役員	震度5強以上の地震発生等	自発的に参集	自らや家族の安全確保	町内会の防災拠点立上げ		
	その他の災害	要請を受けて参集				
学区 本部員	震度5強以上の地震発生等	自発的に参集	自らや家族の安全確保	町内会の防災拠点立上げに協力	被災情報を収集	本部到着
	その他の災害	要請を受けて参集				

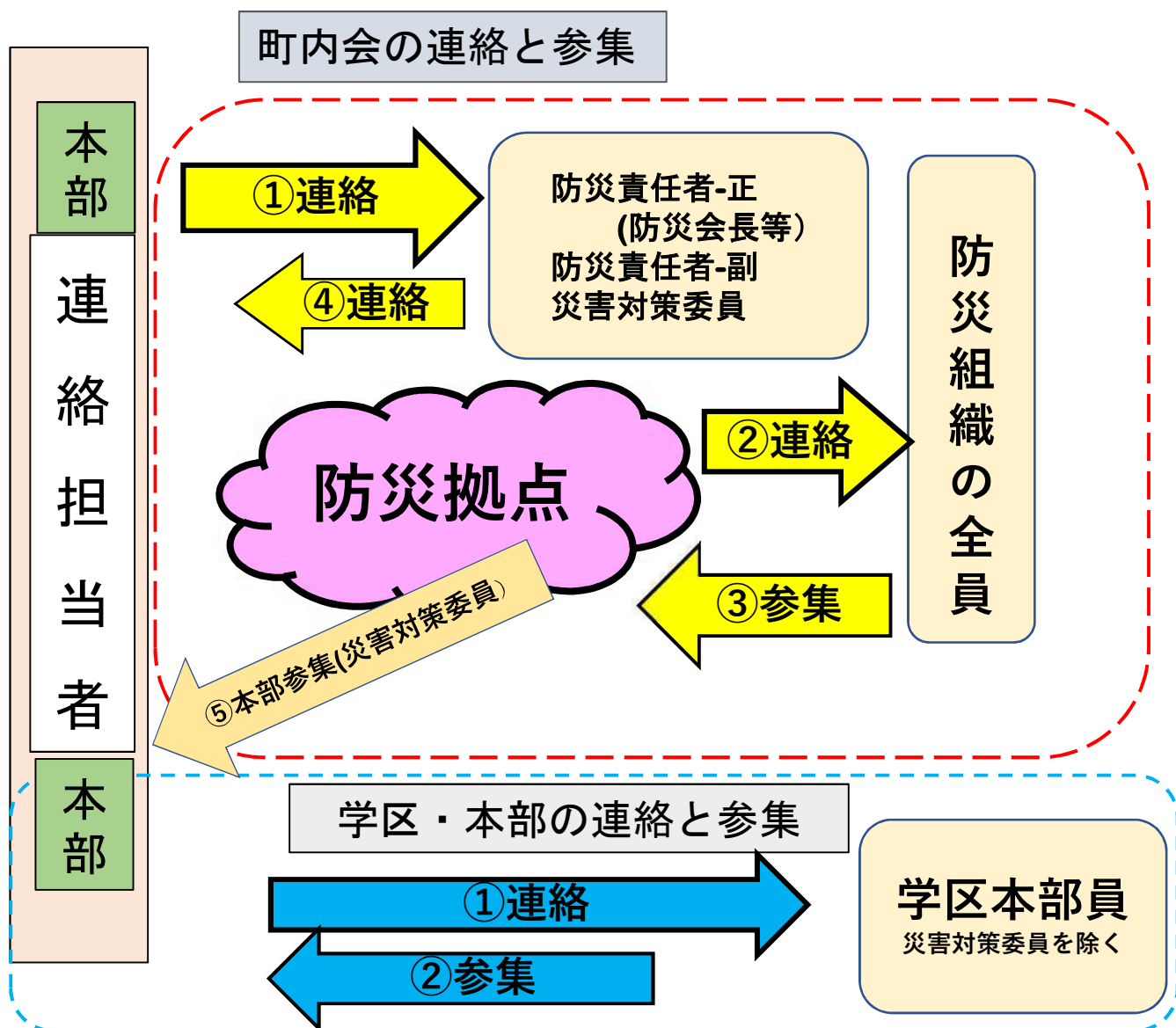
3. 情報連絡

- ①学区本部と町内会間の連絡手段として電話及び訪問による系統を確保します。
- ②学区本部から町内会への連絡は町内会の防災責任者・正、防災責任者・副、災害対策委員の順に行います。
- ③学区本部から町内会への連絡は「震度5強以上の地震発生等により自発的に活動を開始」するときも行います。
- ④住民向けの情報連絡は、拡声器による呼びかけ、伝言等の方法により広く、確実に伝わる様に行います。

4. 防災拠点参集

- ①町内会は町内の「防災拠点」に防災組織員、防災協力者等が参集して活動します。
- ②学区本部は桃山小学校に本部員が参集、役割確認等をして活動します。
- ③町内会の「防災拠点」と学区本部は情報共有と連携して活動します。

情報連絡と防災拠点参集マニュアル



5. 災害時対応組織

- ①災害時に「防災組織」を整えることが困難になることが見込まれるため、防災拠点に集まった人達で被災状況に応じた「災害時対応組織」を作ります。
- ②「災害時対応組織」は平常時の防災組織構成員を中心に防災関係者、活動経験者、防災協力者で態勢を整えて活動します。
- ③災害時対応組織は集まった人達で役割分担をして活動します。

6. 安否確認

- ①安否確認は町内会の単位で全世帯を対象に行います。
- ②安否確認は担当者が戸別に世帯を訪ねる「訪問型」を基本とします。
- ③安否確認の迅速化を期すため、安否確認カードも使用します。
- ④安否確認は2人一組で訪問し、家人に居住者の無事や被災状況の確認をします。
- ⑤安否確認途上で緊急対応（救出救護、初期消火等）が生じたときは、2人のうち1人が「防災拠点」に急報して対応します。
- ⑥町内会は安否確認に支障が生じたときは、学区本部に支援を要請します。
- ⑦町内会は安否確認の状況等を常時、学区本部と共有します。

安否確認マニュアル

1. 安否確認の方法

- ①2人一組で訪問巡回します
- ②訪問合図で呼び鈴等を鳴らす回数は3度返にします
- ③家人には、挨拶と共に訪問の趣旨を伝えて確認をします
- ④4項目について確認をします

「①居住者の安否等」「②災害時要援護者」「③被災状況」「④防災協力者」

- ⑤訪問確認した内容を記録します



①. 居住者の安否等

- ①居住者の安否等の状況を確認します
- ②訪問合図（呼び鈴等）を3度鳴らしても反応がないときは「未確認」とします
- ③未確認宅は、一旦防災拠点に戻って報告をしてから再訪問します
- ④未確認宅の再訪問でも確認できないときは防災拠点で取扱いを協議します

②災害時要援護者の状況「要援護者」

- ①安否確認の際に防災調査で意思表示した要援護者の状況を確認します
- ②要援護者「支援班」による支援の有無等を確認します
- ③「支援班」が到着していないときは防災拠点で取扱いを協議します

③被災状況確認

- ①自宅での生活維持「在宅避難」が可能かどうかを確認します
- ②避難所避難の要否等を確認します
- ③住宅以外の被災状況及び困りごと等を聴き取り、記録します

④防災協力者の参加確認

- ①町内会の防災活動に協力していただけるかどうかを確認します
- ②防災調査時に意思表示した人の再確認として行います
- ③「防災協力者」には町内会活動への参加方法等を確認します

2. 安否確認カードを使う町内会

- ①「カード」の掲出を確認したお宅の訪問は省略します
- ②要援護者、防災協力者、避難所避難者宅には訪問します
- ③再訪の際には「カード」の掲出に関わらず訪問します



3. 防災拠点に戻って

- ①防災拠点に戻って確認状況等を防災会長に報告します
- ②未確認宅、要援護者支援班の未着、在宅避難宅、防災協力者の状況を防災拠点で共有します

-16-

7. 災害時要援護者の支援

- ①町内会は、全世帯の安否確認と並行して要援護者の支援をします。
- ②支援対象の要援護者は、防災調査で「要援護者」の意思表示をした者としします。
- ③支援は、災害発生後6時間以内で対応可能な活動としします。
- ④支援内容は、安全確保、応急措置、情報提供、安全な所への誘導等としします。
- ⑤支援は、要援護者ごとに近隣者を中心に複数人の体制を整えて対応しします。
- ⑥支援に必要な人数が足りない時は、「防災協力者」に要請して人手を確保しします。
- ⑦学区本部は、町内会の要援護者支援の状況に応じて応援派遣しします。

1. 支援内容

災害が起きて被害が出ている様な時に「要援護者」の家を訪ねて、本人の意向を確認したうえで安全確保、応急措置、情報連絡、安全な所への移動等の動きを手伝う活動です。緊急事態の対応があるかもしれません。安否確認の活動と並行して行うことを想定しています。

2. 要援護者

要援護者は高齢や障害等のため移動や脱出に不安がある等の事由で4月の防災調査の際に「災害時は手助けが欲しい＝要援護者」と意思表示をした人です。手助けが欲しい事由は把握していないので柔軟な対応が必要です。

3. 支援者

町内会の防災活動として要援護者支援の取り組みをします。支援には複数人の協力が必要になると見込まれるので町内の近隣者、防災協力者に支援をお願いします。災害時の支援者確保の課題に取り組んでいきます。

4. 具体例

大地震の時等に、家の中で動けなくなっている人の救出や安全確保、屋内外への移動、ケガの応急処置、屋外の広い場所への一時避難、二次災害防止措置、周囲の様子等の連絡などです。支援は災害発生から6時間以内で命や身体をまもる活動を中心に考えており、指定避難所への移動、支援物資の提供、生活再建等までは含んでいません。

8. 被災者の救出救護

- ①町内会は被災者の救出、救護活動を安否確認と並行して行います。
- ②救出救護に必要な人数の不足には「防災協力者」に要請して人手を確保します。
- ③負傷者等は医師等の手当が受けられるまでの応急手当をして救護します。
- ④負傷者の応急手当等で支援が必要な時は学区本部に応援を要請します。
- ⑤学区本部は町内会における救出活動及び負傷者の応急手当等の救護活動の支援を行います。

9. 火災の初期消火

- ①火災が発生したときは消防署、消防団に連絡して消火を要請します。
- ②町内会は近隣者に呼びかけをして初期消火の活動をします。
- ③火災の延焼に対応するために近隣世帯に注意喚起をします。
- ④火災の初期消火活動で支援が必要なときは学区本部に応援を依頼します。
- ⑤学区本部は町内会における初期消火活動の支援を行います。

10. 被災状況の確認

- ①学区本部は町内会等の被災状況等をリアルタイムで把握して対応すると共に緑区本部、緑消防署、緑警察等に知らせます。
- ②町内会及び学区本部は被災状況の安定を確認したうえで災害時の活動一②に移行します。

* 災害時の活動の「8. 被災者の救出救護、9. 火災の初期消火」について活動の説明を記載していますが、具体的な内容説明は出来ていないのが現状です。

今後、町内会の防災活動を続ける中や防災訓練の経験等を元に具体化し、防災計画の見直し等をする際にはマニュアル化を進めていきます。

Ⅳ 災害時の活動-②(避難対応)

ここでは発災後6時間を経過して学区内の安全が確認された段階で行う活動内容を説明します。

1. 町内会による避難者支援

- ①町内会及び学区本部は避難対応の活動に移行します。
- ②町内会は避難所にいる避難者の支援をします。
- ③町内会では避難者を確認、記録すると共に避難所への移動等を支援します。
- ④町内会は在宅避難者を確認、記録をして必要な支援等を行います。
- ⑤避難者（避難所及び在宅）の情報は学区本部と共有して支援に反映します。

2. 学区本部による避難所の開設

- ①学区本部は3か所の指定避難所を施設管理者と協力して開設します。
- ②避難所の開設運営は名古屋市の「指定避難所・運営マニュアル・事前準備編」に基づいて行います。
- ③避難所の準備、開設は避難者の「自主運営」移行までの間とします。

(2) 指定避難所一覧及び備蓄物資

指定避難所	収容人員※	食糧	飲料水	毛布	災害用トイレ				地下式給水栓	日用品セット	間仕切り	投光器	発電機	簡易式スロープ	テレビ・発電機	衛生用品	特設公衆電話	避難所開設キット
					下水道直結	くみ取り	簡易パック	簡易洋式便座										
桃山小学校	301	1,800	156	300	1	2	1,600	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神沢中学校	602	3,600	312	600	1	3	2,800	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
桃山コミュニティセンター	57	150	36	50	1	1	400	0								○		○

3. 活動の終了時期

- ①災害時の活動-②(避難対応)の終了時期は緑区本部等と調整したうえで決定します。
- ②災害時活動の終了後の復旧、生活再建等の活動は現地の状況を確認し町内会及び学区本部で協議して決定します。